

## 一般・特別定期健康診断（泉佐野・単価契約）仕様書

### 1 契約件名

一般・特別健康診断（泉佐野・単価契約）

### 2 目的

職員に対して、海上保安庁健康管理安全管理規則第14条及び15条に定められた一般・特別健康診断を受診させ、健康安全の保持に努めるもの。

### 3 実施場所

実施医療機関

※業務体制の確保のため、大阪府泉佐野市りんくう近隣に所在すること。

### 4 検査項目及び予定者数

検査項目は次のとおりとする。

ただし、同一職員が複数の検査項目を受診する時、近接した時期に検査項目の全部又は一部について既に検査を受けている場合は、同様の検査を省略することができる。

なお、検査項目の内容は、別表1～2及び予定数量（受診者数）は、別表3のとおりとする。

#### （1）一般定期健康診断

一般検査、呼吸器の検査、循環器系の検査、消化器系の検査、肝機能検査、その他の検査。

#### （2）特別定期健康診断

著しい騒音等を発する場所における業務、深夜作業を必要とする業務、自給気潜水業務、高速巡視船艇乗組業務、有害物質や鉛を取り扱うリスクの高い作業を行う業務。

### 5 実施時期

#### （1）一般定期健康診断

別表1の一般定期健康診断は、契約日の翌日から平成30年11月30日までの期間内で指定する日。

#### （2）特別定期健康診断

① 別表2の実施時期が6ヶ月に1回行うこととなっている検査

(ア) 1回目の検査については、契約日の翌日から平成30年11月15日までの期間内で指定する日。

(イ) 2回目の検査については、平成30年11月16日から平成31年3月18日までの期間内で指定する日。

② 別表2の実施時期が1年に1回となっている検査

契約の翌日から平成31年3月18日までの期間内で指定する日。

6 履行期限

平成31年3月29日（金） ※診断結果の提出を含む

7 仕様

(1) 担当職員から交付する健康診断指示書（別表4）に基づき実施すること。

(2) 請負業者は、日程調整の参考となる予備日数を含めた予約表を提示すること。

なお、官の都合により、受診日時を変更することがあるので、随時対応すること。

(3) 請負者は、健診結果を受診者用（任意様式）及び官用（所定の健康診断票）に記入・作成のうえ、健康診断指示書単位で担当職員に提出すること。

(4) 上記診断結果とは別に、受診者全員の健診結果を一般定期健康診断、特別定期健康診断に区分して電子データ化し、速やかに担当職員に提出すること。

8 支払方法

健康診断指示書に基づく診断結果ごとの請求とする。

9 再委託承諾申請書の提出

請負業者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別表5）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

10 その他

(1) 本健康診断により知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- (2) 本健康診断に必要な器材等は、特に指示するものを除き、全て請負者負担で用意すること。
- (3) 予定数量（受診者数）は、官の都合によりに増減を生じる場合がある。
- (4) 緊急業務が発生した場合は、予定していた健康診断を中止し、又は受診中の健康診断を中断することがある。この場合、担当職員と別途受診日の調整を行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない場合又は仕様内容に疑義がある場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 担当職員

大阪府泉佐野市りんくう往来北5-1

第五管区海上保安本部（泉佐野） 管理係

電話 072-461-4336 FAX 072-461-4334

## 一般定期健康診断

### 1 一般検査

- (1) 既往歴 既往歴及び業務歴
- (2) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力並びに肥満度(体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))
- (3) 自覚症状及び他覚症状の有無
- (4) 胸囲、握力
- (5) 形態的異常(き形、変形、欠損等)
- (6) 運動器の機能
- (7) 視診、問診及び聴打診による検査
  - ① 耳、鼻、咽喉(外耳の炎症、耳管狭窄、鼻腔、副鼻腔、言語、音声の障害等の有無)
  - ② 胸部(鎖骨、肋軟骨の状態、その他胸かくの形状、呼吸状況、胸部内臓の異常の有無)
  - ③ 腹部(腹部内臓の異常の有無、ヘルニアの有無)

### 2 聴器検査

聴力(500Hz 1000Hz 2000Hz 4000Hzの音にかかる聴力)

### 3 呼吸器系の検査

- (1) 胸部エックス線間接撮影(次項の職員を除く。肺がんの検査については40歳以上の職員に限るものとし、結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び医師がエックス線直接撮影を必要と認める者についてはエックス線間接撮影を省略することができる。)
- (2) 胸部エックス線直接撮影(前項によりエックス線直接撮影を必要と認める者及び石綿にばく露するおそれのある業務に従事した職員に限る。)
- (3) 喀痰細胞診(40歳以上の職員であって問診等で医師が必要と認める場合に限る。)

### 4 循環器系の検査系の検査

- (1) 血圧測定
- (2) 血糖検査(35歳及び40歳以上の職員に限る。)
- (3) 尿検査(蛋白)検査(淡白)
- (4) 尿検査(糖)
- (5) 心電図検査(35歳及び40歳以上の職員に限る。)
- (6) 低比重リポ蛋白コレステロール検査(以下「LDLコレステロール検査」という。)(35歳及び40歳以上の職員に限る。)
- (7) HDLコレステロール検査(35歳及び40歳以上の職員に限る。)
- (8) 中性脂肪検査(35歳及び40歳以上の職員に限る。)

### 5 消化器系の検査

- (1) 胃のエックス線間接撮影(妊娠中の女子職員以外の職員であって40歳以上の職員に限る。)
- (2) 便潜血反応検査(40歳以上の職員に限る。)

### 6 肝機能検査

血液生化学検査(GOT、GPT及びγ-GTP。ただし、35歳及び40歳以上の職員に限る。)

### 7 その他の検査

医師が必要と認める検査及び検査の結果必要と認められる検査

## 特別定期健康診断

### 1 著しい騒音等を発する場所における業務

(1) 内燃機関等を運転する場所における業務で、常時85 デシベル以上の強さの騒音のある場所での業務に従事する職員

(2) 通信業務に従事する職員

(3) 航空基地における航空機職員

検査項目

① 業務歴

② 自覚症状等の検査(難聴、耳鳴り、耳の閉塞等)

③ 聴器の検査(オーディオメーターによる聴力検査)

④ その他必要と認められる検査

実施時期等

6か月に1回及び新たに業務に従事する場合に行う。

### 2 深夜作業を必要とする業務

(1) 警備救難の業務、水路の通報業務、航路標識の運用若しくは保守の業務等に従事する職員で週1回以上午後10時から翌日の午前5時までに勤務のある職員。

(2) 船艇乗組員で週1回以上午後10時から翌日の午前5時までに勤務のある職員

① 自覚症状の検査(頭痛、胃腸障害等)

② 血圧の測定

③ 尿の検査(糖及び蛋白)

実施時期等

6か月に1回及び新たに業務に従事する場合に行う。

### 3 自給気潜水業務(海上保安庁自給気潜水実施規則第2条第4号に定める業務のうち、自給気潜水により行うものをいう。)

(1) 一般検査(体重、胸囲、腹囲、視力、握力)

(2) 高気圧業務歴(経験年数、最大潜水深度、最近1年間の潜水回数と平均潜水深度、減圧症既往症)

(3) 騒音環境業務歴(既往症、事故歴(骨折等))

(4) 自覚又は他覚症状(頭重感、全身倦怠感、鼻出血、咳嗽、喀痰、胸痛、呼吸促進、耳鳴、耳痛、胃症状、

関節痛、腰痛、下肢痛等)

(5) 四肢の運動機能

(6) 聴器の検査(耳管及び鼓膜、聴力(オーディオメーターによる))

(7) 聴打診の検査

(8) エックス線検査(胸部、肩関節、股関節、膝関節、顔面正位前頭洞の検査)

(9) 呼吸器の検査(肺活量、肺換気機能(1秒量及び率)、赤血球沈降速度測定(1時間及び2時間値))

(10) 循環器の検査(血圧、心電図、血算(赤血球数、白血球数、Ht、Hb)、血清鉄)

(11) 血液生化学等の検査(黄疸指数、GOT、GPT、ALP、 $\gamma$ -GTP、アミラーゼ、LHD、CPK、尿酸、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、負荷血糖(食前)、HBs抗原、抗体、ASLO、RA、CRP)

(12) 尿の検査(糖、蛋白、潜血、PH)

(13) 耐圧能力の検査

(14) 身長

(15) 色神

(16) 肘関節エックス線の検査

(17) 負荷心電図、心エコーの検査

(18) 白血球像、その他の血液生化学の検査

(19) 尿の沈渣

(20) その他必要と認める検査

実施時期等

6か月に1回及び新たに業務に従事する場合に行う。

エックス線検査に関しては、肩関節、股関節、膝関節、肘、腰は、年1回実施。

顔面正面前頭洞は、新たに潜水士として業務に従事する場合に実施。

## 特別定期健康診断

### 4 高速巡視船艇乗組業務

高速巡視船艇に乗り組む職員

- (1) 乗船歴
- (2) 自覚症状等の検査(腰痛、椎間板ヘルニア、下肢痛、下肢のしびれ、めまい、頭痛等)
- (3) 握力の検査
- (4) 腰部のエックス線検査

実施時期等

6か月に1回及び新たに業務に従事する場合に行う。

エックス線検査については、1年に1回及び新たに乗船する場合に行う。

### 5 有害物質や鉛を取り扱うリスクの高い作業を行う業務

(1) 特殊業務に従事する職員

- ① 血液生化学等の検査 (RA(関節リウマチ)、CRP・HBs抗原・HCV抗体・HIV抗体・TPHA(定性)・RPR法・ASLO)
- ② 尿中デルタアミノ酸
- ③ 血中鉛
- ④ 尿検査(糖・蛋白・潜血・PH、尿中デルタアミノレブリン酸)

実施時期等

6か月に1回実施する。

## 健康診断項目及び数量内訳

番号	検査名	内容	予定数量
1	一般検査	身長・体重・肥満度・握力・胸囲・視力・血圧・腹囲	137
2	聴器検査	聴力（オーディオメーターによる）	137
3	呼吸器検査	肺活量・肺換気能（1秒量・率）	137
4	循環器検査	心電図	135
5		心エコー	21
6	消化器系検査	便潜血反応検査	9
7	血液一般検査	白血球数・白血球百分率・赤血球数・ヘモグロビン・ヘマトクリット・血小板数・血清鉄・赤血球沈降速度測定（1時間及び2時間値）	135
8	生化学検査	総ビリルビン・GOT・GPT・ALP・ $\gamma$ -GTP・アミラーゼ・LDH・CPK・尿酸・中性脂肪・LDLコレステロール・HDLコレステロール・血糖・総コレステロール	135
9	その他の血液検査	血中鉛	130
10	尿検査	糖・蛋白・潜血・pH	136
11		デルタアミノレブリン酸	130
12	エックス線検査	胸部（デジタル撮影）	72
13		胃部（デジタル撮影）	9
14		肩・股・膝	21
15		肘・腰	21
16		顔面正面前頭洞	2
17	問診	自覚症状等の検査（めまい、頭痛、関節痛、腰痛、下肢痛、難聴、耳鳴り、耳の閉塞、胃症状）・既往歴・事故歴（骨折等）・騒音環境業務歴・聴打診の検査・四肢の運動機能の検査/胃腸障害（潜水土の自覚又は他覚症状（頭重感・全身倦怠感・咳嗽・喀痰高気圧業務歴（経験年数・最大潜水深度・最近1年間の潜水回数と平均潜水深度・減圧症既往歴）を含む）	138
18	免疫・血清学検査	RA・CRP・HBs抗原・HBs抗体・HCV抗体・HIV抗体・TPHA（定性）・RPR法・ASLO	129

予定数量（受診者数）は、官の都合によりに増減を生じる場合がある。

健康診断指示書

平成 年 月 日

殿

第五管区海上保安本部（泉佐野）  
管理係長

貴院と契約しております「一般・特別健康診断（泉佐野・単価契約）」について  
下記のとおり健康診断をお願いします。

記

検査項目・受診人数 別紙のとおり

検査時期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日までの間で指定する日

上記指示につき、平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日、検査を実施しましたので、健診結果を提出します。

殿

所在地

病院名

代表者

印

上記について適合する給付があったことを確認しました。

平成 年 月 日

官 職

氏 名

印